

第3次あいづわかまつ地産地消推進プラン

食べよう会津 活かそう大地の恵



地産地消ロゴマーク

あいちゃん

平成29年2月

会津若松市

はじめに

地産地消とは、地域で生産されたものをその地域で消費することを指します。地産地消が果たす役割は多方面に渡り（下記参照）、特に地域農業の振興においては幅広い可能性を備えています。

近年の社会・経済・交通機関の発達、ライフスタイルの変化により、わたしたちの食生活は大きく様変わりし、食品の質やサービス形態等も多様化・高度化の一途をたどっていますが、人々の安全で安心な食を求めるニーズに変わりはありません。地域の農産物を守り、安心して農産物を食べられる日々を持続させるためにも、地産地消はとても大切な取り組みといえます。

また、地元産農産物の消費拡大はもとより、地域外への移出の増加を通して移入の低減を図るなど、移出入収支の改善につながられることから、地産地消は地域経済を活性化するための重要な手段の1つとなっています。

地産地消の役割

①安全・安心な農産物の消費者への提供

消費者へ新鮮な農産物を提供できることはもとより、農産物の生産履歴などの情報提供をすることで、消費者に安心できる農産物を提供できます。

②顔が見え、信頼できる関係の構築

産地から消費までの距離が近くなることにより、消費者と生産者が直接コミュニケーションを取ることができ、信頼関係が築かれます。

③経済循環による地域活性化

地域内での生産・流通・消費といった経済の循環活動により、地域内における地元産農産物の消費拡大が図られ、地域の活性化につながります。

④需要拡大に伴う生産振興

地域内で地元産農産物の需要拡大が進むことによって、生産者の生産拡大意識が向上するとともに、農産物の生産拡大に伴う農業の活性化につながります。

⑤流通コストや化石エネルギーの低減

地域内で地元産農産物が流通することで、他産地から輸送するためにかかるコストや化石エネルギー消費量が削減され、環境負荷の低減が期待できます。

⑥地域に伝わる食材、食文化の継承

地域に伝わる伝統的な食材や食文化を知ることにより、食や農に対する関心や理解が深まるとともに、日本型食生活の再認識や地域の食文化の継承につながります。

⑦地域内交流による食育活動の推進

地域の資源を活かした多様な体験をとおして、農業や食に関わる人々への感謝の気持ちが育まれ、食育の推進が図られます。



目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置付け	
第3節 計画の対象期間	
第4節 計画の基本目標	
第5節 推進体制	
第2章 計画の構成	2
第3章 基本方針に基づく施策の推進	
基本方針1 安全・安心な農産物の生産	3
基本方針2 地元産農産物の安定供給	4
基本方針3 地元産農産物の消費拡大	5
基本方針4 食育の推進	7
基本方針5 原発事故による風評への対応	8
第4章 数値目標	10



第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

本市における地産地消運動については、これまで「地産地消が生きづく豊かなまち」を基本目標とした『あいづわかまつ地産地消推進プラン』を平成19年12月に策定、さらに「地域をいつくしむ地産地消の推進」を基本目標とした『第2次あいづわかまつ地産地消推進プラン』を平成25年2月に策定しながら、その推進に努めてきました。

現在の「第2次あいづわかまつ地産地消推進プラン」については平成28年度末をもって計画期間が満了するとともに、本市農政の基本方針である「第3次会津若松市食料・農業・農村基本計画（アグリわかまつ活性化プラン21）」が平成29年度を初年度として策定されることから、時代のニーズに対応した新たなプランとして『第3次あいづわかまつ地産地消推進プラン（以下「計画」）』を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

この計画は、本市の農業・農村振興の基本方針である「第3次会津若松市食料・農業・農村基本計画（アグリわかまつ活性化プラン21）」の「食料」に係る分野別計画として位置付けるものです。

第3節 計画の対象期間

この計画の対象期間は、平成29年度～平成33年度までの5年間とします。

第4節 計画の基本目標

農産物の生産振興へつなげるため、本市の豊かな自然の中で育つ良食味で品質の高い農産物を積極的に利活用しながら、地域内食料自給体制の確立と、地元産農産物（※1）や地域農業に対する市全体の理解向上を目指して『地域の恵みを活かす地産地消』を基本目標として掲げます。

また、地域外からの農産物の移入の低減、地域外への移出の増加により、移出入収支の改善が図られるよう、農商工連携のもと、会津の食と農の魅力発信を通じた「地元産農産物の消費拡大」を重点施策に掲げます。

第5節 推進体制

本計画の推進にあたっては、福島県や会津よつば農業協同組合等、各関係団体で構成される「会津若松市地産地消推進協議会」と連携を図り取り組んでまいります。

第2章 計画の構成

本計画については、次の5つの柱を基本方針とし、これに基づく各施策について、消費者、生産者、食品関連事業者（※2）、行政等がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、互いに連携しながら推進します。

〔基本目標〕 地域の恵みを活かす地産地消



基本方針1 安全・安心な農産物の生産

- 1-1 農産物の安全性確保
- 1-2 環境に配慮した生産の取り組み

基本方針2 地元産農産物の安定供給

- 2-1 市場機能を活かした地元産農産物の安定供給
- 2-2 直売活動の推進
- 2-3 小売店・量販店との連携による地元産農産物の安定供給
- 2-4 農産物のブランド化
- 2-5 ICTを活用した農産物の生産拡大

基本方針3 地元産農産物の消費拡大〔重点施策〕

- 3-1 地産地消の啓発宣伝活動による消費拡大
- 3-2 集団給食における地元産農産物の利用拡大
- 3-3 地元産農産物の原材料としての利活用
- 3-4 地域の食のブランド化を通じた地元産農産物の利用促進
- 3-5 林産物の安全性確認と利用促進

基本方針4 食育の推進

- 4-1 食と農に関する多様な体験機会の創出
- 4-2 地域との連携による食育の推進
- 4-3 伝統的な食文化の継承

基本方針5 原発事故による風評への対応

- 5-1 放射性物質が検出されない農産物の生産
- 5-2 放射性物質の調査による安全な農産物流通
- 5-3 安全・安心な農産物の情報発信

第3章 基本方針に基づく施策の推進

各基本方針に掲げられた施策を推進するため、消費者・生産者・食品関連事業者・行政等が一体となり、様々な取り組みを行います。

基本方針1 安全・安心な農産物の生産

誰もが安心して食することができる安全な農産物を生産するとともに、環境にやさしい農産物の生産体制を目指します。

1-1 農産物の安全性確保

農薬・肥料の栽培基準の厳守と、生産履歴など安全性に関する情報の開示・広報を進め、農産物の安全性の確保に努めます。

〈取り組み〉

- ・農薬、肥料の栽培基準の厳守と生産履歴の記帳や開示
- ・地産地消協力農業者（※3）拡充の取り組み

1-2 環境に配慮した生産の取り組み

健全な土づくりや化学肥料・化学農薬の使用をできるだけ控えるなど、環境にやさしい農産物の生産に取り組みます。

〈取り組み〉

- ・有機栽培や特別栽培の取り組み

有機栽培

JAS法により定められた有機JAS規格に基づき、化学肥料及び化学合成農薬を使用しないで、堆肥等による土づくりを行う生産方法。

特別栽培

当該地域の慣行に比べて使用する化学農薬および化学肥料を50%以下にした栽培法。



豊かな自然と生産者のみなさんの努力により、毎年美味しいお米が育ちます。

基本方針2 地元産農産物の安定供給

地元産農産物の流通量の拡大とあわせて安定供給を目指します。

2-1 市場機能を活かした地元産農産物の安定供給

市場機能を活かし、市内へ地元産農産物を安定的に供給します。

〈取り組み〉

- ・会津若松市公設地方卸売市場活性化プランを踏まえた地元産農産物の安定的・効率的な流通・供給体制の確保

2-2 直売活動の推進

直売活動は、生産者と消費者の直接的な交流などにより地元産農産物に対する消費者の理解向上が期待されることから、賑わいと魅力ある直売活動を推進します。

〈取り組み〉

- ・直売所での新鮮で安全な農産物の販売と交流
- ・直売マニュアル（※6）の周知と遵守、直売活動の情報交換

2-3 小売店・量販店との連携による地元産農産物の安定供給

小売店や量販店は、消費者にとって地元産農産物を購入できる身近な場であることから、安定的に供給されるよう連携を図るとともに、その取り組みを支援します。

〈取り組み〉

- ・地元産農産物取り扱いコーナー等の拡充
- ・地産地消協力店（※4）拡充の取り組み



市内量販店では会津産のコーナーを設けて地産地消をPRしています

2-4 農産物のブランド化

会津ならではの農産物や加工品をブランドとして育成・確立するため、その生産振興を図りながら、積極的なPR活動を展開します。

〈取り組み〉

- ・産地呼称のついた農産物や加工品の生産
- ・観光や商工分野と連携したPR活動

2-5 ICTを活用した農産物の生産拡大

ICTを活用した栽培方法の導入を支援しながら、農産物の品質向上や収量の増加等の生産拡大を図ります。

〈取り組み〉

- ・ICTを活用した農産物の生産

基本方針3 地元産農産物の消費拡大〔重点施策〕

家庭をはじめ、集団給食施設、旅館・飲食店など、様々な場面での地元産農産物の消費拡大を目指します。

3-1 地産地消の啓発宣伝活動による消費拡大

地産地消に関する情報発信や情報の共有、啓発宣伝活動により、地元産農産物の消費拡大を推進します。

〈取り組み〉

- ・ホームページやパンフレット等を活用した地産地消に関する情報発信や情報共有、イベントの開催とそれらへの参加
- ・地産地消サポートクラブ（※5）拡充の取り組み

3-2 集団給食における地元産農産物の利用拡大

集団給食を提供する施設と生産者側との協議を通して、献立等に地元産農産物の利用が拡大されるよう努めます。

〈取り組み〉

- ・地元産農産物の出荷時期等の周知と把握
- ・生産者や栄養士等との意見交換
- ・市場を活用した地元産農産物の積極的な活用

3-3 地元産農産物の原材料としての利活用

生産者、食品関連事業者、消費者の交流を通して、消費者や食品関連事業者のニーズに即した農産物の生産や、加工品等（一次加工品も含む）の原材料としての利活用を推進します。

〈取り組み〉

- ・加工品への利活用が図られる農産物の生産
- ・地元産農産物を活用した加工品の生産やPR
- ・農業6次化相談窓口の整備等による支援

3-4 地域の食のブランド化を通じた地元産農産物の利用促進

豊かな自然のもと育てられた地元産農産物を使ったメニューの提供や加工品の普及を通して、地元産農産物の利用促進を図ります。

また、観光や商工分野との連携を図りながら、会津の食や地元産農産物を活用した加工品のPRと普及に努め、食を通じた地域の魅力向上を図ります。

〈取り組み〉

- ・旅館、ホテル、飲食店等での地産地消メニューの提供とPR
- ・食と農を組み合わせた観光客へのPR

3-5 林産物の安全性確認と利用促進

林産物の利用拡大を図るため、放射性物質による影響など、その安全性を十分に確認したうえで、関係機関が連携し情報の発信等を行いながら市産材等の利活用を進めるとともに、森林環境への理解を深める機会を通して、林産物の地産地消を推進します。

〈取り組み〉

- ・ 林産物の安全性確保、確認
- ・ 市産材等林産物の活用
- ・ 体験会や交流会など、森林への理解を深める機会の提供



毎年行われる「地産地消まつり」は、たくさんの来場者でにぎわいます。



「地産地消まつり」で人気のそば打ち体験コーナー。そのほか納豆作りや味噌作りなども体験できます。

基本方針4 食育の推進

健全な身体を培い、地産地消や食に対する理解と感謝の気持ちを育むため、地産地消をとおして食育を推進します。

4-1 食と農に関する多様な体験機会の創出

農業や食に関わる人々への感謝の気持ちや、地域の食文化に関する理解を深められるよう、地域の資源を活かした農業体験の機会を創出します。

〈取り組み〉

- ・多様な農業体験メニューの整備、情報発信
- ・農業体験活動を通じたコミュニケーションの構築

4-2 地域との連携による食育の推進

子ども達の健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、保育所・認定こども園・幼稚園・学校等や家庭を通して食育の推進を図ります。

〈取り組み〉

- ・家庭や学校給食等における地元産農産物の活用
- ・学校や幼稚園等での地産地消の学習活動
- ・家庭と学校が連携した食習慣の実践

4-3 伝統的な食文化の継承

会津の伝統的な食材や料理を再認識し、地域に残る食文化や日本型食生活を次の世代に伝えます。

〈取り組み〉

- ・地域に伝わる伝統的な農産物や調理法の継承
- ・旅館、ホテル、飲食店での伝統的な料理の普及
- ・学校給食での郷土料理献立の提供



グリーンツーリズムクラブでは、田植えなどの農業体験をすることができます。



自ら農産物を収穫することで、地産地消の意味や農産物への理解が深まります。

基本方針5 原発事故による風評への対応

原子力発電所事故に伴う風評について、未だ完全に払拭されたといえない状況にあるなか、農産物の安全性確保や風評払拭に関する取り組みを継続して進めます。

なお、本項目の取り組みについては、その必要性を勘案しながら、その都度継続・終了を判断いたします。

5-1 放射性物質が検出されない農産物の生産

消費者が安心して本市産農産物を購入できるよう、生産段階においては、放射性物質の吸収抑制対策に取り組みます。

〈取り組み〉

- ・生産時の放射性物質吸収抑制対策

5-2 放射性物質の調査による安全な農産物流通

本市産農産物を安定供給するためには、その安全性が確認されていることが重要であることから、モニタリング検査等による安全性の確認と結果の公表を行ない、安全・安心な農産物の流通に努めます。

〈取り組み〉

- ・農産物のモニタリング検査結果の公開・広報
(市ホームページなどによる)

5-3 安全・安心な農産物の情報発信

本市産農産物の安全性の情報発信にあわせ、味・質ともに良質な本市産農産物のPRを積極的に行い、消費拡大に取り組みます。

〈取り組み〉

- ・イベント等での安全・安心で良食味高品質な農産物の情報発信



安全な米をみなさんにお届けするため、毎年、モニタリング検査を行っています。

〔注釈〕

※1 地元産農産物

本市で生産される農産物や、市内で消費される会津産の農産物を指します。

※2 食品関連事業者

①食品メーカーなどの食品の製造・加工業者、②スーパー、八百屋などの食品の卸売・小売業者、③食堂、レストラン、ホテル、旅館などの飲食店および食事の提供を伴う事業者を指します。

※3 地産地消協力農業者

地産地消運動に協力し、安心な農産物の生産に取り組む市内の農業者のこと。
地産地消協力農業者に登録した人は、毎年栽培品目ごとの肥料・農薬情報等を栽培計画書に明記し、市に報告します。

※4 地産地消協力店

地産地消運動に協力する販売店・加工業者・飲食店・旅館・ホテル等のこと。
生産者や市場から地元産農産物を仕入れ、地元産農産物を積極的に利用し、PRします。

※5 地産地消サポートクラブ

地産地消に興味や関心のある消費者（個人・団体・事業者）で、自ら家庭やオフィス等で地産地消に取り組みます。

※6 直売マニュアル

市が作成した直売所開設等に必要な手続や留意点をまとめた説明書

第4章 数値目標

地産地消の推進のため、各項目について数値目標を掲げ、その達成に努めます。

1 地産地消協力者数の増加

食に携わる全ての人々が、協力し合いながら一体的に地産地消を進めていけるよう、地産地消協力農業者及び協力店、サポートクラブへの登録数の増加を目指します。

項目	現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
地産地消協力農業者	77人	85人
地産地消協力店	157店	180店
地産地消サポートクラブ	231人	270人

2 地元産農産物購入者の増加

地産地消の啓発宣伝を進め、地元産農産物の消費拡大（＝地元産農産物の購入者の増加）を目指します。

項目	現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
主たる直売所における購入者の増加率	（基準）	5%増

3 直売所設置の推進

地元産農産物の消費拡大、生産者と消費者との「顔の見える」交流、食に関する情報発信が期待されることから、直売所設置数の増加を目指します。

項目	現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
直売所の設置数	23箇所	25箇所

4 公設市場で取り扱う農産物の地場割合の向上

地元産農産物の安定供給のため、市公設地方卸売市場で取り扱う農産物の地場割合（重量ベース）の増加を目指します。

※ 調査品目はトマト、アスパラガス、キュウリ、サトイモとします。

項目	現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
取り扱い農産物の地場割合	29%	34%

5 学校給食における食材利用の推進

市内小・中学校の学校給食における地元産農産物の利用を更に推進するため、利用割合（重量ベース）の増加を目指します。

※ 調査品目は米、主な野菜・果物、きのこ類とします。

項目	現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
地元産農産物の利用割合	52.4%	55%

6 農林業体験交流人口の増加

地域の資源を活かした多様な農林業体験を通して、子どもや消費者の食や農林業に関する理解を深める機会となるよう、多様な体験の交流人口の増加を目指します。

項目	現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
農林業体験交流人口	5,217人	6,750人

（参考）本市第7次総合計画で掲げる指標
平成38年度目標値 8,000人

「あいちゃん」は平成15年に、「地産地消」の言葉と取り組みを市民の方に広報し、親しみを持ってもらうことを目的に作成されました。体全体が会津若松市の頭文字「会」をモチーフにした形になっており、地元の農産物を持って地産地消を元気にアピールしています。キャッチコピーは、“生まれも育ちも会津です！”

これからも、会津若松市「地産地消」推進統一ロゴマーク「あいちゃん」をよろしく願います。



第3次あいづわかまつ地産地消推進プラン

平成29年2月

発行：会津若松市農政課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1111（代表）

市ウェブサイト：

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

地域の恵みを活かす地産地消！

